

社団法人 那覇法人会 青年部会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 当部会は、社団法人 那覇法人会青年部会と称する。

(事務所)

第2条 当部会は、事務所を社団法人那覇法人会（以下親会という）の事務局内におく。

(目 的)

第3条 当部会会員は、青年のもつ新鮮な感覚とたくましい行動力をもって、経営並びに税務知識の向上を図り、企業経営の発展に資すると共に会員相互間の親睦を図り、併せて親会の目的及び事業に対し積極的に協力し活動の原動力となることを目的とする。

(事業)

第4条 当部会は、次の事業を行う

1. 税務、経営などに関する各種講習会、研修会の開催
2. 部会員の親睦を図るために必要な会合の開催
3. 親会の事業活動への積極的な参加
4. 税務当局及び親会役員との懇談会の開催
5. その他目的達成に必要な事業

第2章 部 会 員

(部会員)

第5条 当部会会員は、親会会員事業所の役員又は管理職で、当部会の目的及び事業に積極的に賛同する満 50 歳以下の者によって組織する。

(入会及び退会)

第6条 入会及び退会を希望するものは所定の書式により手続きを行うものとする。

(退会)

第7条 事業年度終了日まで部会費を納入しないものは、部会員の資格を喪失する。

2. 本会の体面を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき、及び部会員として適当でないと認められたときは、役員会の承認の上退会させることができる。

(部会費)

第8条 部会員は、部会会議の決議を経て別に定めるところにより、部会費を納入するものとする。

2. 既納の部会費は、原則としてこれを返還しない。

(役員)

第9条 当部会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|------|
| 1. 部会長 | 1名 |
| 2. 副部会長 | 3名以内 |
| 3. 委員長、副委員長 | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |

(役員を選任)

第10条 部会長、副部会長、委員長及び副委員長、事務局長は部会会議において部会員より選任し親会会長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

1. 欠員による補充役員任期は、その残余期間とする。
2. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員職務)

第12条 部会長は、当部会を代表し会務を総理する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
3. 委員長は、部会長、副部会長を補佐し、事業の遂行にあたる。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員会相互の連絡調整を行う。
5. 事務局長は、当部会の事務を処理する。

(顧問、相談役)

第13条 当部会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議)

第14条 会議は、部会会議及び役員会とする。

2. 部会会議は部会長が必要と認めたときに開催する。

(部会会議)

第15条 部会会議は、部会員によって構成し、情報・意見交換等を行なうとともに、当部会の事業に関し必要な事項を議決する。

(会議の招集)

第16条 部会長は、会議を招集し、会議の議長となる。
会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員によって構成し、当部会の重要な事項を審議するとともに、部会会議の議を経た事業を推進する。

(財政)

第18条 当部会の運営に必要な経費は、部会費及び親会の定める予算によって賄うものとする。
事業運営上必要あるときは、臨時の負担金を徴収することができる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則は、部会会議の決議を経て、親会理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第20条 本会則に定めない事項については、親会の定款を準用する。

1. 本会則は、平成3年3月20日から施行する。
2. 当部会の設立初年度の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成4年3月31日までとする。

改正 第3章 役員 (役員を選任) 第10条

- ①青年部会役員会承認 (平成16年4月20日 第1回役員会 承認)
- ②親会理事会承認 (平成16年8月11日 第100回理事会 承認)
- ③青年部会総会決議 (平成17年5月10日 第10回定時総会 承認)

改正 第7条 (部会費) 第8条 (部会費) 第9条 (役員) 第10条 (役員を選任) 第12条 (役員の職務) 第14条 (会議) 第15条 (部会会議) 第17条 (役員会) 第18条 (財政) 第19条 (会則の変更)

親会理事会承認 (平成23年4月14日 第134回理事会 承認)